

miyoshi
お知らせ
news

視覚障がいに関する講演会

☎ 福祉課 福祉支援担当 ☎ 173



全盲で司法試験に合格した日本
本で3人目の弁護士、大胡
田誠氏が藤久保公民館で講演しま
す。「困難」を「乗り越える壁」
と捉えることで人生がどのように
変わるのか、視覚障がいのある大
胡田氏からお話しいただきます。

～困難を抱えたすべての人へ～

「だから無理」より「じゃあどうする」の方が面白い！

- ▶日時：1/29(土) 14:00～15:30 (受付開始 13:30～)
- ▶場所：藤久保公民館 多目的ホール ▶料金：無料
- ▶定員：50人 (先着順)
- ▶申込み：1/21(金)までに上記担当に電話・FAX・メールのいずれかで氏名・電話番号を伝えて申し込み。
- ▶その他：手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループの用意があります。

miyoshi
お知らせ
news

電話交換機工事に伴う 119番通報の一時停止

☎ 入間東部地区事務組合消防本部 指揮統制課 ☎ 261-6031



NTT 東日本が下記の時間帯に電話交換機メンテナンス
工事を実施します。工事作業時間内において一時的に
119番通報を利用できない場合があります。

▶日時 **2月3日(木) 23:00～2月4日(金) 4:00**
の時間帯のうち3分程度

▼ 119番が繋がらない場合

携帯電話または光回線固定電話から次の番号へお掛け直
してください。

▶臨時119番受付電話 **070-5454-1941**

※工事により119番の利用ができない時のみ利用できます。

▼ NTT 東日本からの工事案内

NTT 東日本ホームページからご覧になれます。
https://www.ntt-east.co.jp/pstn/cons_saitama/



miyoshi
お知らせ
news

【三芳町感染対策交通移動支援事業】 70歳以上へのタクシー利用券配布

☎ 政策推進室 政策推進担当 ☎ 423



前回の新型コロナウイルスワクチン接種時に引き
続き、3回目のワクチン接種(追加接種)につい
ても、接種会場への移動や、コロナ禍における生活移
動(駅・買い物への移動等)を支援するため、タクシー
利用券を配布します。

- ▶対象者：町内在住 70歳以上の人
※令和4年1月1日時点で、住民基本台帳に記載され
ている70歳以上の人。
- ▶支援額：1人当たりタクシー利用券
500円×2枚(合計1,000円分)
- ▶有効期間：令和4年1/14(金)～令和4年4/30(土)
- ▶配布方法：対象者に直接発送(申請不要)

▶取扱いタクシー会社：

会社名	電話番号
三和富士交通株式会社	274-4000
有限会社みのり交通	274-7051
ダイヤモンド交通株式会社	248-2255
鶴瀬交通株式会社	251-0376
東上ハイヤー株式会社	242-9333
みずほ昭和株式会社	254-2559

子ども達を安心して生み育てるために。 こども医療費助成制度

☎ こども支援課 ☎ 242

町では、子どもの健やかな成長を願うとともに、病気の
早期発見と保護者の負担軽減を図るため、**0歳から
中学校3年生**までの子どもの医療費を助成しています。

▶対象者

町内在住で健康保険に加入している15歳に達する日の年度
末までのお子さんの保護者

▶登録手続き

お子さんの出生後または転入後の15日以内にこども支援課
窓口で登録手続きをしてください。認定後、「こども医療費
受給資格証」を発行します。

▶助成内容

保険診療にかかる一部負担金(2割、3割)

※高額療養費、附加給付金、入院時食事代などを除く

▶助成方法

① **2市1町内(三芳町・富士見市・ふじみ野市)で受診す
る場合**

医療機関の窓口で「こども医療費受給資格証」と健康保
険証を提出してください(保険診療分の窓口払いはありま
せん)。

② **2市1町以外で受診した場合**

「こども医療費受給資格証」は使えませんので、一度医
療費をお支払いいただき、お子さんの保険証、受給資格証
を持参のうえ、領収書を添付して、支給申請してください。

こども医療費助成 Q&A

Q. 小児弱視用眼鏡(9歳未満)や治療用補装具も助成対
象になりますか?

A. 助成対象になります。ただし、受給資格証は使えませ
んので、一度費用をお支払いいただき、加入健康保険
の給付を受けた後、保険組合からの支給決定通知書(写
し)と医師の指示書(写し)及び領収書(写し)を添
付して支給申請してください。

Q. 学校、保育園、幼稚園でケガ等をした場合は受給資格
証を使えますか?

A. 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対
象になる場合は、そちらの制度が優先となるため、受
給資格証は使えません。

Q. 医療費の支給申請はいつから可能ですか?

A. 受診月の翌月から申請可能です。申請は役場2階こ
ども支援課、各出張所、電子申請で受け付けています。
毎月10日までに申請があったものを翌月20日(土・
日・祝の場合は翌平日)に支給します。申請期限は医
療費を支払った日の翌日から起算して5年です。

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金

☎ こども支援課 ☎ 242・243

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しその影響が
様々な人々に及ぶ中、子育て世帯について、給付金を
支給します。

▶対象児童

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)の支給対
象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18
年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の
支給対象となる金額内)
- ③ 9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(特
例給付を除く)の支給対象児童(新生児)

▶支給対象者

上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度
の高い者に支給されます(児童手当受給者もしくはそれに準
ずる対象者)。

▶給付額

対象児童1人につき **10万円**

▶支給時期

対象の人には12/24(金)から順次支給を開始しています。以
降入金の確認ができない場合にはお問い合わせください。

▶申請が必要な人

- ① 令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日
～平成18年4月1日生まれ)の児童のみ養育している
保護者(所得が児童手当の支給対象となる金額内)。
※中学生以下のお子さんもいて三芳町で児童手当を受給して
いる場合は申請不要です。
- ② 児童手当(特例給付を除く)を受給している公務員。

▶支給方法

- ① 三芳町から児童手当を受給している受給者
児童手当を受給している口座に振り込みます。口座の解約・
変更等があると支給できませんので必ずご連絡ください。
- ② 支給申請を行った保護者(高校生のみ養育・公務員)
子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口
座に振り込みます。

▶申請期限(申請が必要な人のみ)

令和4年4月15日(金)

